

旭川市子ども・子育て審議会
平成30年度第2回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日 時 平成30年8月30日（木）18：30～21：00
- 2 場 所 旭川市役所第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 小山委員，佐藤委員，佐々木委員，石河委員，宮崎委員
（欠席委員）なし
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 金課長，門脇主幹，土橋補佐，上田補佐
こども育成係 鈴木主査，斎藤，陶
保育給付係 乙坂主査，岩崎，松友
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

（1）調査審議

①「保育の利用に係る優先利用等について」

※事務局より，国で示す基準を超える部分について，資料2「保育の利用に係る優先利用等について（案）」に基づき説明。

説明終了後，各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

（委員）

現在里親の入所に当たり，対象になり得る人数はどのくらいいるのか。また加点の15点というのは，相対的に見て，妥当なのか。

（事務局）

現在1名。15点の根拠は，調整点数には10点と20点が既にあり，里親委託をしている児童は，社会的養護を要するため，多子家庭の10点より高くしたいこと，又，里親委託をしている児童が希望できる施設はほぼ全ての施設であるが，特別支援保育は限られた施設で実施しているため，特別支援保育の20点より低く設定したいという理由から15点とした。

社会的養護が必要な場合，里親委託に関しては家庭での養育が必要だと理由で委託する者，一方でお仕事で日中保育ができなかったり，障害があったり，児童の養護が必要という背景を考えた場合，優先させるべきと考えた。もちろん保護者の経済状況を考える必要はあるが，子どもの状況で見て優先させるべきと考えてた。

（委員）

先ほど話にあったように、15点の理由がまだ納得いかない。社会的養護ならもっと上げて20点で良いのでは。ただそうすると失業世帯が10点でいいのか、ともなるので全体のバランス見直すべきではと思う。あと1人親や虐待などは高得点であり、措置入所に近いものである。なので今後、社会情勢が変わっていく中で、加点を見直す機会を何年か毎などで設けるべきだと思う。一回決めてそれで良いとはならない。

(事務局)

4月の段階では待機児童数0だが、年度途中の未満児はかなりいる。年度途中は点数が影響を及ぼす場面が多い。将来的に年度途中も入所しやすくなれば利用調整基準も実態に合わせた変更が必要と思う。

②幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件を定める条例について

※事務局より、国で示す基準を超える部分について、資料2「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件を定める条例について」に基づき説明。

説明終了後、各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

(委員)

(1)のアについて、保育士資格と幼稚園教員免許状の両方が必要ということか。また、幼稚園教員免許状は必要な更新がされていないのではないか。

(事務局)

国が示す基準では、最低限、どちらか一方の有資格者で構わない規定だが、現在、権限を有している北海道の基準では、条例上、両方の資格が必要であると定められており、一方の資格だけでも良い場合を規則で定めている。

また、幼稚園教員免許状については、北海道に確認したところ、必要な更新がされていることが前提であると回答を得ている。

(委員)

幼稚園教員免許状の更新講習は、認定こども園の教員のほか、幼稚園の教員も同時期に受講するため、講習会の定員の関係から、受講すること自体難しい状況である。

また、幼稚園教員免許状の更新講習以外にも、キャリアアップ研修等、現場では職員に受講させなければならない研修が数多くあり、職員の勤務ローテーション等も難しい状況である。

以上のことから、もし更新が間に合わない状態となった場合、ペナルティーはあるのか。

ペナルティーがある場合は、職員の資格要件を満たせないということで、園での受入数を減らさなければならない。

(委員)

幼稚園教員免許状の更新講習の受講者は増えており、更新講習の受講は本当に大変であ

る。

(委員)

更新講習を受講する場所も旭川市だけでは足りない。

(事務局)

全ての職員が両方の有資格者でなければならないわけではない。一方の有資格でも良い場合もあり、職員が配置できなくなるような状況は想定していない。

また、(1)のアについては、北海道の基準をそのまま踏襲することを考えている。

そのため、現在の基準と変わるわけではないので、委員の方々が懸念されている状況は、本市への権限移譲に関係なく、起き得る事項だと考える。

ペナルティーについても、先行して権限移譲を受けている札幌市は、この部分について北海道と同じ規定であり、道内、全ての対象施設に対して同じ考えを適用していく状況であることから、具体的な対応方法についても、北海道と協議していきたい。

(委員)

更新講習が間に合わないケースが想定されることから、基準に合致しない状況となった時に、とれる手段を用意して欲しい。

(委員)

公定価格で見ると、北海道は全国の中で一番下である。なのに基準は国以上に高く設定されている。各施設の努力に任せているのだなと感じる。

(委員)

園側の負担が大きい。必要な講習や研修に参加するため、現場の職員数が少なくなり、最終的に園での受入数が減ることは本末転倒。なので、その辺を勘案できないか。

(事務局)

基準を北海道のものから下げるという議論もあるかもしれないが、維持することで保育の質の担保に繋がり、権限移譲事務ということも踏まえると、従来の北海道の基準に合わせる必要があると考える。

また、基準は条例で定めるため、満たせない場合は指導の対象になると思われ、運用でどうこうするのも議会の議決を受ける以上、困難である。

今すぐ、代案を示すことも難しいため、委員の方々が懸念される事項等について、次回の部会までに、北海道や札幌市に状況確認し、改めて市の考えを示したい。

主な質疑応答事項は以上のとおりであり、他に乳児室とほふく室の面積基準に係る質問等があったほか、次回は9月4日に開催し、可能であれば答申案まで検討することを確認し、閉会となった。